

平成30年度和歌山県食品衛生監視指導計画の実施結果概要

和歌山県では、食品衛生法第24条の規定により、「平成30年度和歌山県食品衛生監視指導計画」を定め、県内で産出及び流通する食品・食品添加物・器具・容器包装等（以下「食品等」という。）の安全性を確保するため、計画に基づき監視指導を実施しました。

【実施期間】 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【実施内容】

1 食品営業施設等の監視指導結果

各県立保健所（支所）に食品衛生監視員を配置し、食品営業施設等に対し、延べ11,193件の監視指導を実施し、食品の衛生的な取扱いなどの指導を行いました。

また、このうち延べ11件の違反が発見されました。違反が発見されたもののうち食中毒が発生した7施設の事業者には、被害の拡大を防止するため営業停止命令を行うとともに、原因となった食品や発生機序を究明し再発防止措置を講じました。

2 食品等の検査結果

県内で産出又は流通している食品を収去又は買い上げにより、保健所、環境衛生研究センター及び登録検査機関で検査を実施しました。

平成30年度は、1,533検体について、37,486項目の検査を実施しました。（表1）このうち9件の違反が確認されたことから廃棄命令等の行政処分や指導を行い改善を図りました。

（表1）平成30年度食品等の検査結果概要

	検査数	検査項目数	違反数
残留農薬検査	110	31,062	5
食品添加物検査	255	1,385	1
残留動物用医薬品等検査	230	3,200	-
アレルギー物質検査	20	20	-
流通食品の微生物検査	530	980	3
有害物質検査、成分検査、その他	388	839	-

3 一斉監視指導の実施結果

細菌性食中毒が多発する夏期、行楽客が多い秋の行楽シーズン、食品の流通量が増加する年末に、本県の実情を踏まえた監視指導を重点的に実施しました。

(1) 夏期一斉取締り（平成30年7月2日から7月31日まで）

夏期に多発する細菌性の食中毒等の防止を図るために大量調理施設等、1,531施設への監視指導を実施しました。

(2) 秋の行楽期の一斉監視指導（平成30年9月3日から10月31日まで）

観光客が増加する秋の行楽シーズンに、ホテル、旅館等の調理施設等、1,917施設への監視指導を実施しました。

(3) 年末一斉取締り（平成30年12月3日から12月28日まで）

食品の流通量が増加し、また、冬期に多発するノロウイルスによる食中毒の防止を図るため、1,450施設への監視指導を実施しました。

4 食中毒の発生状況

平成30年度における食中毒発生状況は、8件(うち1件は和歌山市)発生し、患者数が229名(うち9名は和歌山市)でした。(表2)

これら食中毒発生時には、関係部局と連携をとりながら迅速に原因を究明し、被害の拡大を防止するとともに発生の機序を解明し、再発防止措置を指導しました。

(表2)平成30年度食中毒発生の概要

病因物質	発生数	患者数(名)	原因食品	原因施設の 営業の種類
ノロウイルス	2	191	不明	飲食店
カンピロバクター	2	12	不明	飲食店
ヒスタミン	1	1	マグロバーガー	飲食店
サルコシステイス 属寄生虫(推定)	1	3	鹿刺し	家庭
不明	2	22	不明	飲食店

5 食品事業者に対する自主的な衛生管理の実施状況

(1) 和歌山県生鮮食品衛生管理システム認証制度

生産者等の自主衛生管理やHACCPに基づく衛生管理の取組を評価する制度。

認証施設数(平成30年度末現在): 鶏卵2施設、養殖マダイ4施設、養殖クロマグロ1施設、養殖クエ1施設

(2) 和歌山県食品衛生管理認定制度

食品を製造・加工・調理を行う食品関係事業者の自主衛生管理やHACCPに基づく衛生管理の取組を評価する制度。

認定事業者数(平成30年度末現在): HACCPシステム推進営業15事業者、HACCPシステム導入営業14事業者、一般的衛生管理プログラム推進営業42事業者

(3) 和歌山県食品の流通及び販売における衛生管理届出制度

流通及び販売事業者の自主衛生管理の取組を評価する制度。

平成30年度末現在、80事業者に届出済証を交付。

6 県民等とのリスクコミュニケーションや、情報提供の実施状況

(1) 県民からの意見聴取や県民との意見交換

・食の安全県民会議 第41回(7月20日)、第42回(3月19日)

・食の安全タウンミーティング 1月23日(日高町、21名)、1月25日(岩出市、29名)

(内容:健康食品に関する情報提供)

(2) 県民及び食品事業者への情報提供

・「手洗い教室」や「食中毒予防講習会」等(消費者対象) 42回実施 2,009名が受講

・食中毒予防やHACCPの関係の講習会(事業者対象) 179回実施 5,494名が受講

7 食中毒注意報の発令

(1) 夏季における食中毒注意報(6月～9月)

注意報発令回数:3回 (1回目:7月21日～22日、2回目:8月8日～9日、3回目:8月15日～16日)

(2) 冬季におけるノロウイルス食中毒注意報(11月～翌年3月)

注意報発令回数:2回 (1回目:12月27日～1月31日、2回目:3月7日～3月31日)